

幕末期薩摩藩郷土の分家と家産の分与

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4403375>

出版情報：経済學研究. 30 (5/6), pp.187-230, 1965-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

秀 村 選 三

- 一、はしがき
- 二、伊東家における分家の過程
- 三、遺言書と家産の分与
- 四、日高家と守屋家の事例
- 五、あとがき

一 はしがき

日本封建制社会を解明するにあたっては、いろんな角度からなされねばならないが、一つの重要な課題として「家」の問題を挙げねばならない。単なる家制度の歴史ではなく、家生活と意識の歴史に即して日本社会の歴史的基盤を考察することである。往々公文書のみを操作してきわめて形式的、皮相な理解がなされ、それを事実と見誤っている場合も少なくないようであるが、¹⁾我々ももっと家内部そのものを窺う史料によって事実を確証しつつ、家の構造や機能、その社会経済史的意義を明らかにしてゆく必要があるとおもう。そのためには、たとえ迂遠でも土台に個別研究の煉瓦を一つづつ積み上げなければならない。しかもそれは単に一、二の家の史料が残存しているだけでは不十分なのであって、家

は村落生活・都市生活の中に編みこまれて、はじめて家の生活が営まれていたのであるから、村落生活・都市生活が或程度解明せられ、家と家の関係が相当に明らかにし得ると予想される地域を選定して研究する必要があるのである。薩摩藩大隅国高山郷（現鹿児島県肝属郡高山町）はそういう意味で私が南九州地域の調査の中から選定し、年々取組んでいる処であるが、今回は此の郷での上層郷士における分家分出のあり方を、とくに家産分与という視点から窺ってみたいとおもう。

ところで近世の如くすでに社会的機構が固定化し、生産力も比較的に停滞的であった社会では分家を分立することは一般的に困難であった。ことに武家層では長子単独相続制を原則とし、知行や役職が家Ⅱ家格と密着し、それを以て軍役奉仕の基盤としていたのであるから、分家の分出は容易ではなかった。また当時の衛生条件の故であろう、各家の系譜を探ると夭亡の者が多数で、この点からは分家分出の必要は少かったようである（次・三男が他家へ養嗣となることも多い。それは一面分家の困難を物語ることもあるが）。しかし条件さえ許せば、家の存立の基盤として本家の家産より相当の部分分与し分家を分出せしめたのであって、それは本家において早くより相当の気構えと長い準備を経て行われたのであった。薩摩藩の場合、郷士は郷村に居住し荒蕪地を開発し得たし、また知行を買入れることも出来たので、上層の郷士には分家分出の機会もあり得たのである。

高山郷士の知行高を明和八年（一七七二）と文化二年（一八〇五）の時点でうかがうと第1表の通りであった。もっとも内高のほかに外高も多少有り得るので正確ではないが、大要は把え得るであろう。本稿では上層郷士より伊東家を中心的事例として、日高家および守屋家を傍証として取り上げるが、それらの家は表ではゴチックで示している。全体的には少数の大高持の郷士と多数の小高乃至一ヶ所・無屋敷の郷士の存在を知るのである。大高持層は土地で所謂「高山

第 1 表

	明 和 8 年			文 化 2 年		
	人数	備 考		人数	備 考	
無 屋 敷	22			44		
一 ヶ 所	28			20		
1 石 以 下	70	このうち無屋敷	10	85	このうち無屋敷	31
1 石 ~ 5 石	52	" "	3	55	" "	10
5 ~ 10	21	" "	1	13	" "	1
10 ~ 20	16			13	" "	1
20 ~ 30	7			8		
30 ~ 40	12	このうち 39.8石	伊東家	7		
40 ~ 50	4	このうち 46.1	守屋家	3	このうち 43.8石	守屋家
50 ~ 60	1			5	このうち無屋敷	1
60 ~ 70	1	65.6	富加見家	2	{ 64.5	柏原家
70 ~ 80	1	71.2	柏原家	1	{ 66.5	清水家
80 ~ 90	2	{ 80.1	日高利兵衛	2	{ 73.3	伊東家
90 ~ 100	1	{ 83.0	大田家	2	{ 89.3	大田家
100以上	3	{ 90.8	山之内家	1	{ 88.4	山之内家
		{ 118.9	吉井家	3	{ 98.8	日高清右衛門
		{ 156.9	河俣家		{ 118.9	吉井家
		{ 318.0	日高家		{ 156.9	河俣家
					{ 318.0	日高家
計	241			262		

- 注. 1. 明和8年卯8月高山衆中高極帳、文化2年丑8月高山郷土高究帳により作成。
 2. 寺3ヶ所を含む。
 3. 諸役高は各人の高に算入し集計
 4. 外高（文化2年の場合）は算入せず
 5. ほかに兩年とも郷土模合高 87.3 石あり。
 6. 備考欄の高は升以下切捨。

十九家」の層に含まれるであろうが、これらはいづれも数代にわたり複雑な姻戚関係を結び、また郷士年寄・与頭・横目等の役職を数戸づつ交互に受け持ち、云わば一郷の支配はこれら上層郷士の合議によってなされていたようである。しかも此等の上層郷士と雖も、いづれも分家の分出はきわめて少く、明治以前は一戸乃至二戸にとどまり、全く分家を分出しない家もあったのである。

なお日高家は郷士には珍しく三百石以上の持高を有し、近世初頭より家格・持高ともに最上層の家であり、伊東家・守屋家はむしろ近世中期以降上昇し郷士年寄を勤むるに至った家である。分家のことを当地方では普通にジナンケ（次男家）と云い、文書には「別家」と表現される。また分家を藩に願ひ出て公式に分家を認められることを「別立成」と云った。もつとも村落生活の中で分家が実質的に認められるのはヨリ後年のことである。

本稿と前後して守屋家の分家守屋泰造家（屋号ウエ）の分家の過程、家産の分与、本家・分家関係等について別稿を発表するつもりであるので参照していただければ幸である。³⁾

註(1) かかる危険を鋭く指摘したものととして、中村吉治、検地帳と宗門帳と農民家族（東北経済四八号）参照。

(2) 石井良助、長子相続制（日本評論社、法律学体系第二部、法学理論篇八四）九八頁。

(3) 秀村、幕末期薩摩藩郷士における分家の一考察（喜多野清一博士頌壽論文集、創文社刊、所収）。

一一 伊東家における分家の過程

伊東家は元禄年代に火災に逢い、文書を焼失しているため、古い時期については不明な点も多いが、近世初頭薩摩国伊作より移住してきたもので、¹⁾略系図を示すと次の通りである。寛永十年（一六三三）には「高八石 伊作が五十才 伊東

清右衛門(正徳)と見え、その養子万千代(後の清右衛門吉久)については寛永十七年(一六四〇)に「高九石一斗三舛五合伊作ヨリ六歳 伊東万千代」³⁾と見えている。清右衛門吉久(万千代)は万治元年(一六五八)二十歳才で早世したが、その跡

清右衛門 万千代・清右衛門 森右衛門、嘉左衛門 清六左衛門、嘉右衛門

正祐 吉久 祐智チカ 金祐

(右田城之介嫡子)

(川俣九郎右衛門二男)

寛永十六年生—元祿五年死去

天和元年生—宝曆十一年死去

嘉兵衛、嘉左衛門

嘉右衛門

嘉太郎、佳太郎

祐積モリ

祐叟スス

祐伴 温山

宝永三年生—寛政七年死去

元文二年生—文化元年死去

宝曆十三年生—弘化二年死去

治兵衛 兼昭(内之浦家ヲ嗣グ)

嘉平太、敬藏、慶藏、才藏

嘉早太

祐春 柳庵

祐祥

天明七年生—文久元年死去

五男 柳悦

嘉納次、佳納次

祐治

柳悦

寛政九年生—嘉永六年死去

幕末期薩摩藩郷土の分家と家産の分与

は高山郷の上層郷土河俣治左衛門の弟森右衛門（後の嘉左衛門祐智^{ちか}）が嗣いだ⁴⁾。伊東家は清右衛門正祐以来中馬場^{なかばば}に屋敷があったが、此の時、河俣家より森右衛門に実家同様の家作をなし、寛文九年（二六六九）七月願書を以て、持高のうち拾八石大崎郷狩宿村吉留門を分与したと云われる。後年に至るまで基礎的所領の一つとなったものである。

河俣治左衛門・伊東嘉左衛門の兄弟の実父河俣九郎右衛門は寛永十年には高百五十二石、高山郷では六ヶ所日高家に⁵⁾つぎ第二の持高であったし、母は日高休左衛門（寛永十年、持高二百八十二石⁶⁾）の女であった。したがって、嘉左衛門（森右衛門）が伊東家が嗣いだことは、伊東家の家格をその以前に比べて一段と高めたと推察されるのである。云わば実質的には河俣家より分家に近いかたちで伊東家の名跡を立てたと思われるのである。

嘉左衛門は家老島津助之丞の与力を勤め、その後高山へ帰って暖（後の郷土年寄）を勤めた。しかし元禄初には中馬場の屋敷は火災に逢い、以後御飯屋地守を兼務したが（したがって地頭飯屋の中に居住したわけであろう）、元禄五年（二六九二）死亡、その子嘉右衛門金祐は幼少のため（母も死亡）、河俣家にて赤池の新地に家作をし、伯父河俣治左衛門一人⁷⁾移り、嘉右衛門を養育したと云われる。嘉右衛門は成長の後、御飯屋地守・与頭を兼務し、地頭飯屋に居住したが、元文元年（一七三六）屋地馬場^{やぢば}の屋敷（現在地）へ移った。嘉右衛門の子嘉左衛門祐積^{きよ}も与頭を勤め、とくに抱地を多く開発し、杉・榎樹を植え、「当家中興の人也」と云われている。かくて宝暦十四年（二七六四）には、「高四拾壹石八斗八舛六合壹勺七才、外、高六石柏原茂右衛門方へ申^{（全曆十四）}六月永代相直申候⁷⁾」とあり、明和八年（二七二二）には高三拾九石八斗九舛余であった⁸⁾。その子嘉右衛門祐衷^{やす}（与頭・郷土年寄を勤む）を経て、嘉太郎（佳太郎）祐伴に至るまで抱地の開発、持高の集積・上昇が続けられた⁹⁾。享和元年（二八〇一）十二月の高揃では第2表に示す通りで、さらに文化二年

第 2 表

区 分	高	備 考 (所在)
門	石 合 29.939.65	石 合 大崎郷 10.639.65 狩宿村吉留門 (吉留門18石ノ内 6石…柏原家へ売払) 1石…守屋家 “) 9. 3 高山郷新留村牧原門 10. “ “ 川東門
門付浮免	1.360.35	狩宿村庄屋浮免 (吉留門18石ヨリ浮免ニ成ル)
余 地	1.997.91	石 合 屋敷内余地高 1.210.41 前田村 “ 0.787.5
自作浮免	3.293.39	新留村自作浮免 (牧原門之内ノ浮免ニ成ル)
抱 地	27.023.95	後田村
計	63.615.25	

寛政8年酉2月改(起)、高屋敷其外地方出入書付留(伊東家文書)
所載の享保元年12月高揃により作成。

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 一九四

『高七拾三石八斗四舛三合

伊 東 嘉太郎

内

高九石七斗六舛八合七勺五才

右所郷士瀬尾大右衛門方々借銀為返弁方永代ニ相直申候、御高奉行所証文有

嘉太郎嫡子

伊 東 嘉平太

右同 二男

伊 東 嘉納次¹⁰⁾

と見え、上層郷士としてまさに分家を分出し得る時期に至っていたのである。

やがて次男嘉納次（寛政九年一七九七、九月六日誕生）に分家させる目的で、文化三年（嘉納次十才の時）三月には蛭牟田馬場新道口の隈元元好の屋敷を買入れ附属せしめたのであった。その事情は左の通りである。

『証文 写

中屋敷十二間八畦拾貳歩 大豆壹表貳舛八合

中屋敷 三畦拾貳歩 余地 隈元市郎右衛門

大豆壹斗五舛三合

同 五畦 屋敷方

大豆貳斗貳舛五合

右者無坻差支之儀有之、居屋敷并余地高、右坪付通御方に永代売渡、代表八拾貫文相請取、別証文二通相渡申候間、御勝手次第御直可被成候、証文認方ニ付、御案文ニ相違之儀茂御座候へ、何時ニ而も書改相渡可申候、当分引移、方時分惡敷御座候ニ付、当極月脇方に罷移無相違相渡可申候間、其内被召置可被下候、為後日如斯御座候、以上、

文化三年

寅三月廿六日

屋敷主

限 元 元 好 印

証契人

市来 平右衛門 印

右 同

宇都宮 東学院 印

伊 東 嘉太郎 殿

右者隈元元好事、葉屋弘方ニ差支、表出来無之候ニ付而者、葉屋ノ葉種取入方不相調、早速ノ渡世統方難成候趣、凶師平右衛門を以、文化二年丑二月表借用之望再三被相頼候ニ付、(粉)分三拾貫文壹割利〇付を以、右屋敷質物ニ而遣置候処、文化三年寅三月右東学院・平右衛門両親類ノ右高屋敷永代取入れ候様、且又去丑二月ノ当三月迄之利表四貫三百七拾文心付ニ引捨、増銀五百目相渡、都合表八拾貫文ニ而買入、くれ候様、無坻承趣有之候ニ付、其通ニ取入候、左候而代表皆(見カ)相渡候、請取両通取置、屋敷目録壹通相請取候、

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 一九五

右屋敷并余地高二男嘉納次分地用之考候間、致家部立迫之間、上野長兵衛方に名前相頼、此節高屋敷皮方に相直置度段、才三月廿八日上野喜助并嫡子喜左衛門方に相談致候処、請合有之、左之通之証文宛書にて、寅四月二日高并屋敷直方之願書差出候、

(寅四月朔日隈元元好より上野長兵衛宛証文二通略す)

すなわち、伊東家より隈元家へ居屋敷并余地高を質物として貸付をしていたが、隈元家からの願によりさらに増銀を渡して合計八拾貫文で居屋敷・余地高を買取り、次男嘉納次が「家部立」(分家)するまでは上野長兵衛の名義にしたのであった。やがて同年十月には元好は他所に移り伊東家が屋敷を受取った(もっとも此の後、誰が居住したか不明。恐らく上野家か?)。

その後文化五年(一八〇八、嘉納次十二才)辰五月九日には「別立成」の願を地頭所に出した。¹³⁾『吾家孤立して別ニ庶家無之故、家門之繁昌、先祖に孝行之為、他家之養子に遺事を不致、自幼少之時分、別家之考を以、十二歳之時別立之願申出候』と云われている。かくて同年六月七日に別立成御免になった。¹⁴⁾したがって形式的には所謂「無屋敷」の郷士になったわけである。さらに文化七年(嘉納次十四才)午七月廿二日には現屋敷主(名義上の)上野喜助より嘉納次宛に屋敷永代売渡の証文あり(前述の事情から名目上のものと思われる)、同八月嘉納次より屋敷直免許の願を出し御免になった。¹⁵⁾所謂「一ヶ所」の郷士となったわけである。

同年七月廿二日には高持成の願をなし、十一月十日高奉行所より御免になり、十二月十日には地頭所より郷士年寄へ、さらに郷士年寄より父の嘉太郎にその旨通達されたのであった。²¹⁾文化九年(嘉納次十六才)には高山郷士兩人が無調法のため御取揚になった高を嘉納次の名義で入札して申請した。²²⁾すなわち新留村木佐貫門(高式拾式石六斗)と波見村西

之蘭門（高式拾貳石）で、翌年四月には高代銀を上納し、名寄帳も改められたが、西之蘭門の方は頼によって安庭休次郎・津曲周左衛門へ「高直」され、木佐貫門式拾貳石六斗のうち拾五石は「嘉納次分地用」に定め、残七石六斗は兄の嘉平太に付した。後年に本家（嘉平太）のために門付高を買入れた時は木佐貫門は一円嘉納次に渡す筈になっていた。²⁴ともかく、ここに至って分家に分与すべき家産の基礎——とくに屋敷と土地——が準備されたわけである。

その後、文化十二年（嘉納次十九才）には家村利兵衛に仕明（しあけ）（開発）させた後田村中牧の永作地畠式反五畦程を仕明賃を支払って伊東家のものとした。²⁵それは「嘉納次方表」を以てなされたもので、後掲「遺言書」に見るように此の土地は嘉納次に分与されたものであった。しかも、すでに此の時に本家の中で「嘉納次方表」が別に分けられていたことは注意すべきであろう。翌十三年には中村四郎兵衛より借銀返弁なきたため、質物の高六斗壹舛五合余を取入れた。²⁶この後文政年間および天保初年については記録を欠くが、天保五年（嘉納次三十八才）二月には前田村戸守の永作地を矢神勇右衛門へ附属せしめ、その返地として西古川の永作地（山畑二筆、言反三畦拾歩）を附属せしめたのであった。²⁷（此の間、嘉之字遠慮のため、文政二年十二月佳納次と改めた。父嘉太郎も佳太郎と改む。以下之に従う。）

佳納次が前述の隈元屋敷へ別立したのは天保六年（一八三五）で、「系譜見合」には『天保六年末十二月右之屋敷に致別家候』と見えているが、このとき佳納次は卅九歳であった。しかも『先年所口事方相勸居』（系譜見合）とあり、守屋舎人日帳によると文政九年（一八二六・佳納次卅歳）より口事方として屢々その名を見出すのである。したがって天保六年十二月までなお本家の内に起居していたものか、否か。婚姻はいつであったか——これらを知りたいのであるが、史料の上でも聞取の上でも何の手懸りをも得ることが出来ない。もしこの時まで本家において生活していたならば、文化七年以来隈元屋敷はいかに管理され、誰が居住していたか疑問は残るのである。

天保七年正月には地頭横目を仰付けられたが、この役職を受けたこととその前年十二月隈元屋敷に別家したことは密接な関係がありそうである。早くより別立成の免許を受け、屋敷を持ち、高を持ちながら、しかもなお本家内に生活していたとしても（佳納次個人の事情もあつたかも知れない）、所謂「別立成祝」をなし社会的にも伊東家の分家として認められていたならば、分家創出の時期はもっと早い時期に遡らせねばならないであろう。しかし天保六年末から同七年にかけての時期は家産の点でも、役職の点でも、特に分家確立の時期として伊東家では見たのであろう。すなわち、天保七年四月・五月には伊東佳納次より高拾二石一斗を阿久根・吉川・児玉・伊東慶蔵（＝本家）の四家へ「永代相渡」したのであつた。その理由は証文面では借銀返済不能のため質物の高を渡したとあるけれども、それは形式的文言で、むしろ此の時点で分家に分与すべき家産を最終的に確定したようにおもわれる（それは同時に本家の家産の確定でもあつた筈である）。右の四家のうち前三者は云うに足らぬ微小な高で、重要なのは本家へ渡した拾石六斗余であるが、この中には前掲木佐貫門の七石六斗が含まれているのである。さきにも指摘したように此の七石六斗は一応本家（嘉平太）に付し、後年木佐貫門一円を分家に渡す筈になっていたから、此の時までに既に分家に渡されていたが、本家の都合により再び七石六斗が本家へ戻されたと見るべきであろう。このほか一石一斗余は内之浦治兵衛（伊東家より出て内之浦家を嗣ぐ、佳納次の叔父）に渡さるべきものであるが、一応本家へ渡されたものであつた。そして、これらの土地の代りとしてである本家の抱地高を分家へ翌八年に直す筈になっているのである。高直に関する藩の規制上³⁰⁾一挙にこのことが出来なかつたらしいが、大体此の時点において最終的に分家の家産が確定されたと見るべきであろう。したがって本年十二月には（恐らく来年には公式に高直されるであろうから）木佐貫門をはじめ、浮免・抱地・永作等十七筆が分地され、その旨を録すと同時に多くの教訓を付した文書が親の佳太郎より佳納次へ渡されたのであつた。

註(1) 伊東家系譜見合(伊東家文書、以下特にことわらない限り、伊東家文書である)。中世末・近世初頭、島津氏の強力な領

主権力の下に、西目より東目へ、東目より西目への「所移し」が頻繁に行われた。

(2) 寛永十年癸酉高山衆中帳写(明治三年写)、「階堂進家文書」。

(3) 寛永十七年高山衆中軍役帳写(明治三十二年写)(同右)。(2)(3)とも明治年代の写本であるが、内容の信頼度は高い。

(4) 以下特に示さない限り、すべて系譜見合にする。

(5)(6) 寛永十年癸酉高山衆中帳写

(7) 宝暦十三年未八月ノ申七月迄、高山衆中小普請銀不相掛人数帳(六ヶ所日高家文書)。

(8) 明和八年卯八月高山衆中高極帳(守屋雄次郎家文書)。

(9) 寛政八年酉二月改、高屋敷其外地方出入書付留(伊東家文書、以下「書付留」と略示する)に詳しい。

(10) 文化二年八月、高山郷士高究帳(守屋雄次郎家文書)。

(11) 書付留。

(12) 「刁十月元好事、別方に移、屋しき被明渡候ニ付、屋しき請取方ニと大田彦治差越候、市来平右衛門・社家之勤十・限元

新八立会ウツ相請取候、刁十月二日」(書付留)。

(13) 「口上覚

右者私二男ニ而代、士筋目之儀御座候間、別立所衆并之御奉公為相勤申度奉存、此節別立成之願申上候間、奉願候通御
免許被仰付被下候様、各次書類候、以上

辰 五月 九 日

高山郷士

伊 東 嘉 太 郎

(系譜見合)

与 中 衆

(14) 系譜見合。

(15) 「証文写

高山郷士嘉太郎二男

右嘉太郎二男ニ而候処、此節別立之願、法様之書物を以申出趣、御地頭被聞召達、願之通被成御免候条、諸帳面亦如例可被申渡旨、御差図ニ而候、以上、

文化五辰

六月七日

用 達

久 保 嘉右衛門

高山

郷土年寄衆中

(系譜見合)』

『書付留』にもほゞ同文の写あり。

(16) 註(18)参照。原口虎雄、薩摩郷土生活の経済的基礎(宮本又次編、九州経済史研究所収)二二三頁。

(17) 『証文

中屋敷十二間 八畦拾式歩 大豆考表式舛八合 隈元市郎右衛門

中屋敷 五畦 大豆式斗式升五合

柴 竹 五 束

右者上野喜助居屋敷ニ而居住候得共、逼迫者ニ而右屋敷に罷居候而も渡世難成ニ付、右屋敷老ヶ所御方に永代売渡、現銀相請取申候条、被成御披露、御方屋敷ニ可被召置候、為後日如是御座候、以上、

文化七年

午七月廿二日

屋敷主高山郷土

上 野 喜 助

証拠人右同

宮 田 十 助

伊 東 嘉納 次 殿

〔書付留〕

(18) 一 差 出 留

中屋敷^{十二間}八畦拾貳步 大豆菘表貳舁八合 隈元市郎右衛門

中屋敷 五畦 大豆貳斗貳升五合

柴 竹 五 束

右者所郷士上野喜助居屋敷ニ而御座候処、私事無、屋敷ニ而、此節右屋敷永代買取申候間、私屋敷に被召置被下候様御申上可給、尤屋敷主上野喜助并私事取込拝借_ホ無御座候、若相違之儀御座候ハ、何様ニも可被仰付候、為其如是御座候、此_ホ之旨御申上頼存候、以上、

午 八 月

高 山 郷 士

伊 東 嘉 納 次

五 人 与 中 衆

右被申出候通無別条候間、奉願候通屋敷直御免許被仰付被下候様、被仰上可被下候、以上、

八 月 朔 日

与 中

日 高 六 左 衛 門

御 郷 士 年 寄 中

(他三名略)

(朱 筆)

「右屋敷直之願申出趣、御地頭被聞召達、願之通被成御免候条、此旨申渡、帳面直方之儀々御勘定所に相付申出、諸事如例可被致、首尾旨御差図ニ而候、以上」

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二〇一

文化七年午八月十五日

用達

川上良八

高山

郷士年寄中

(書付留)

(19) 原口、前掲稿参照。

(20) 『口上覚』

私事代々士筋目ニ而衆并之御奉公相勤申候、高相求次第、高直之願申上度奉存候間、初高持成御免許被仰付被下度奉存候、尤取込拝借無御座候、此中~~之~~段各次書願存候、以上

午七月廿二日

高山郷士

伊東嘉納次

五人~~之~~中衆

(次書略ス)

(書付留)

(21) 『証文』

高山郷士

伊東嘉納次

右者初而高持成之願申出候ニ付、御格式を以相しらへ申候処、支無御座候間、願之通初而高持成可被成御免候、以上、

文化七年午十一月十日

高奉行印

高山

地頭所

右之通高奉行所任証文、初而高持成被成御免候条、諸帳面等如例可被申渡旨御差図ニ而候、以上、

午十一月十一日

用達

高山

郷士年寄中

右之通被仰渡候付、差遣候、以上、

午 十二月十日

川上良八印

郷士年寄

宇都宮(真光)院

伊東嘉太郎殿

(系譜見合)

(22)

『高山郷士、本市来名字之十郎兵衛、本黒木名字之四郎右衛門無調法二付、御取揚高二相成候、高入札申請被仰渡、嘉納次名前を以入札致置候処、御札方右之通被仰渡候、左ニ申出候、文化九年申年高奉行御札、

覚留

私事取込拝借亦何ぞ二付、上納方有無之訳可申出段、御札方被仰渡趣承知仕候、取込拝借上納之儀無御座候間、此段申上候、以上、

申 九月十五日

伊東嘉納次

御郷士年寄衆中

(書付留)

(23)

『写 請取

御物方

見分 中 江 幸右衛門 印

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二〇三

(鈔) 分千貳百七拾三貫百九拾貳文

銀ニノ拾貳貫七百三拾壹匁九分五厘八毛
内分七百貫六百文

高 貳拾貳石六斗

但 壹石ニ付四拾壹貫文ツ、

分五百七拾貳貫五百九拾貳文

高 貳拾貳石

但 壹石ニ付貳拾六貫貳拾六文ツ、

高山新留村之内

木 佐 貫 門

同所波見村之内

西 之 蘭 門

高山郷土

伊 東 嘉 納 次

(元) 右々高山郷土本由来名字之十郎兵衛、黒木名字之四郎右衛門御取揚高入札申請被仰付、高代銀上納之旨、御勘定所小頭衆
酉四月十七日任引付上納也

酉 四月廿九日

大 山 貞 助 印

(他 二名略)

見 分 平 田 喜三左衛門

写 請 取

分壹貫拾貳文

銀ニノ拾壹匁分式り五毛

内(中 略)

高山郷士

伊東 嘉納次

右と高山郷士御取揚高入札申請被仰付、名寄帳相改候、筆紙墨代ノ御勘定方小頭衆西五月六日任引付上納也
西五月六日

貴嶋 彦左衛門印
大山 貞助印

(書付留)

(24)

『右高(両門高をさす)文化十年癸酉五月御目録被仰付、当秋取納致答候、
右之内
高式拾式石

波見村

西之 蘭門

右奉行安庭休次郎其外頼二付入札致置候二付、代良^(録)旁此方不差構候、

高式拾式石六斗

新留村

内 高 拾五石

木佐貫門
嘉納次方

右奉行嘉納次分地用ニ相究候

高七石五斗^{六斗}

嘉平太方

右奉行嘉平太方に召置答候、後年門付高相求候上、右之木佐貫門一円嘉納次に相渡答ニ嘉平太に申談置候、
祐伴記之、

幕末期薩摩藩郷土の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二〇六

高拾貳石

安庭休次郎に直ル

高拾一石

津曲周左衛門に直ル

右西之園門右兩人に高直証文差出候、証抛人宇都宮東学院にて候、文化十一年戌四月十三日

〔書付留〕

(25) 『書物

錢拾五貫文

但 後田村之内中牧永作地畠式反五畦程仕明質

右者私永作地仕明質として、右員數錢相請取、御方に島永代相渡申候間、来子年より御作職可被成候、尤役所永作帳御方名

前ニ可被召直候、為後日如斯御座候、

文化十二年亥十二月晦日

家 村 利 兵 衛 印

証 抛 人 (二名略)

伊 東 嘉 太 郎 様

右、嘉納次方錢を以取入置候ニ付、右之書物嘉納次方袋ニ入置候

〔書付留〕

(26) 『証文

高六斗壹升五合六勺三才

右々御方に借銀有之、為質物相渡置申候処、現銀ニ而返弁難成候ニ付、此節右高永代相渡申候間、被成御披露、御方

高ニ可被召直候、仍而如斯御座候、以上、

子五月十七日

高 山 郷 土

伊 東 嘉 納 次 殿

中 村 四 郎 兵 衛
証 拠 人
守 屋 弾 正

(書付留)

もつとも「永代相渡」の証文は他にも同様の証文あり、形式的文言であつて、ここに書かれた理由をそのままに信じることは出来ないであらう。

(27) 『証文』

西古川

山畑三間 壹畦廿歩

八

郎(本意)
慶藏方ニ而候

大ツ壹舛七合

同 所

山畑十間 壹反壹畦廿歩

同 人

佳納次方ニ而候

大ツ壹斗式升八合

右者新留村之内私格護永作地ニ而御座候処ニ、御方前田村之内戸守永作地此節永代私方に御附屬被成下、返地として右永作地御方に永代相渡申候儀、別条無御座候間、右地面御勝手次第御取斗可被成候、尤新留村役所諸帳面本之儀も御方名面ニ相直シ取候間、後年難渋申上間敷、其証文如斯御座候、以上、

天保五年午二月廿四日

矢 神 勇右衛門 印

証 拠 人

矢 神 善左衛門 印

伊 東 佳 納 次 殿

覚

西 古 川

山 畑 三 間 壹 哇 廿 歩

大 ッ 壹 舛 七 合

同 処

山 畑 十 間 壹 反 壹 哇 廿 歩

大 ッ 壹 斗 式 升 八 合

右者矢神勇右衛門之永作地ニ而候処ニ、此節相対永代名面替之願被申出候ニ付、後年此方役所に取納可被致、此段申進候、以上

天保五年午二月廿四日

新 留 村

庄 屋 印

児玉直十郎殿ニ而候

(書付留)

伊 東 佳 納 次 殿

もつとも此の土地は後掲遺言書の中には見えない。天保七年佳納次より本家へ「永代相渡」された土地の中に含まれていないのかも知れない。

(28) 系譜見合、守屋舎人日帳、天保七年正月廿九日には「地頭横目宮田彦六、伊東佳納次出勤」と見ゆ。

(29) 『証文 (*) 『は朱書』

高拾石(六斗每五合六勺武才
七斗九合三勺七才)

*「内 高七石六斗

外 拾五石

高老石。八斗三升八合五勺四才
九斗三升貳合貳勺九才

後田村古荒代銀上納申請抱地

高老石七斗七合八才

右 同

内之浦 治兵衛 方

新留村 木 佐 貫 門 伊 東 慶 藏 方

伊 東 佳 納 次

右 同 人 方

○当年治兵衛持高之内脇方江相弘二付、治兵衛方江直シ方不相調候
但。此方名面之抱地高佳納次方に来年相直ス管候ニ付、来年迄も治兵衛方に直シ方不相調候ニ付、此方に右高相直シ置

候、来年此方が治兵衛方に相直ス管御座候、」

右書同断（「右と御方に借銀有之、為質物相渡置候処、現銀ニ而返済難成ニ付、此節右高御方に永代相渡可申候……）」

高主 高山 郷 士

伊 東 佳 納 次

天保七年五月十五日

証 拠 人 右 同

小 野 原 謙 藏

伊 東 慶 藏 殿

（書付留）

(30) 普通「高直の差出には『一、私持高之内、当年中何方にも高相弘、高直之願申出管ニ而無御座候』の一条が入っており、『右者高直之儀ニ付段々御格式被相定、被仰渡趣奉承知候……』とある。もっとも右の根拠になった法令を見出し得ないでいるので御教示いただければ幸である。これに近いものとしては列朝制度卷之四十四および薩藩政要録（鹿児島県史料集

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二〇九

1、九九頁)に、七月—十二月の高直請付禁止が見える。

三 遺言書と家産の分与

伊東家においては元来佳太郎(嘉太郎)より佳納次(嘉納次)へ持高の「配分之次第」が詳しく記された文書があったらしいが、雨水にかかって消散したため才蔵(嘉平太・敬蔵)が父の遺言の趣、分地の儀を書き記し、また消散残りの父の直筆を写したものが現在残っている「遺言書」である。

父の佳太郎は弘化二年(一八四五)三月に死亡¹⁾、また分家の当主佳納次も嘉永六年(一八五三)八月晦日に死亡し、子なきため本家(才蔵)の五男柳悦が分家を嗣いだ²⁾が、万延二年(一八六一)二月才蔵より柳悦に渡したものが右の遺言書であった。そのため分家創出当時に佳太郎より佳納次に渡した原文に才蔵の筆が加えられているけれども、拾七筆の土地配分について才蔵が註や但書を入れている以外は、大体原型を留めているものと推察される。以下、全文を引用すると左の通りである。

(表紙)「遺言書」

『頭高式拾式石六斗

新留村 木 佐 貫 門

右之内

七石六斗

本家に残し置

差引

圓一 高拾五石 圓

二男家に配分

右者親嘉太郎様と二男家別立成之趣ヲ以、彼高被申受置、御方養父に被仰付候得共、外ニ門地葉高ニ而も有之候ハ、右高本家に被田置、葉高門地御配分之管候処ニ、外門地と先祖代と持伝之高故、以後返高相立迫之間被仰付置、右印數之通、門地致求方、替下高二男家に差遣候節と、葉高ニ而も子孫ニ至リ無難渋相請為相返候様、御遺言被申伝置候段と、御方ニも能ク案内之事候得共、拙者よりも尚又〇書印相渡置事〇面江圖

伊 東 才 藏 圖

一 高 五斗貳舛八合壹勺三才

新留村之内馬場ケ迫抱地畠

一 同 貳石八斗壹舛壹勺四才

右同村自作大浮免

一 同 三斗八舛五合四勺貳才

後田村小牧兩坪抱地畠

但 (空白)

一 同 七斗九舛壹合六勺七才

右同村西荒内・田淵兩坪

但 (空白)

合高拾九石六斗七舛六合七勺三才

外ニ 永作浮免左之通

一 田地三畦余

前田村赤池渡口

一 同 三畦余

右同村平田永作

一 畠壹畦半余

右同処永作

一 田地貳反五畦

右同村笹ヶ原永作

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

一 同 壹反貳畦

右同村片平

一 島三畦余

右同所

一 同 三畦

右同村小山ヶ鼻・大川西

一 同 之筈候

但此地面者一男家名面ニ而之有之候得共、嘉平太・柳悦塾談之上、大窪甚蔵下新竿替ニ而往々本家より支配

之筈候 圃

一 島壹反貳畦程

新留村馬場ヶ迫永作

一 同四畦

右同村窪堀右同

一 同貳反五畦

前田村中牧、本家村右同
(元・家訂利兵衛)

一 同九畦

右同村万ヶ塚右同

一 島九畦

新留村大戸永作

合高拾九石六斗七升五合七勺三才

合田地(空白)

合 島(空白)

右拾七行養父^(雄納次)祐治別立成之節、被相渡者也、

但親嘉太郎様^御配分之次第、御老筆ヲ以右条、委敷書記被御渡置候処ニ彼壹冊如何様不仕抹^ホ敷、兩掛ニ而致消散、自分ニも気毒ニ相考候得共、無為方、御遺言之趣并分地^ホ之儀^ト書印置候、且左之通り右書之所^ト消散残り御直筆幸^ホ有之、能相知れ候ニ付、後年疑敷節^ト本家に致格護置候ニ付、引合可有之、此旨同案写ヲ以御方に相

渡置事 團

萬延二年酉二月吉日

伊 東 柳 悅 殿

伊 東 才 藏 團

写

右之通致分地候、当家は近一家ニ而外ニ庶流無之候故、先祖に為孝行、二男家相建、家門致繁昌度、其許幼少之時分、高屋敷其外田畠之作地相求置候、然処此節慶藏代申請此所本書不相知候後田村古荒抱地之内、西荒田・田淵之両坪、并当家伝来新留村自作浮免之内高式石八斗壹舛余、祐積様御開候後田村抱地之内、西原・小牧之後両坪高三斗八舛五合余、祐袁様御開新留村大戸之畠永作地相添致分地度段、慶藏承り候、纒迎も先祖伝来之持高ホヲ以、二男取建候儀と拙者本意ニ而無之候得共、拙者代ニも別ニ高式拾石余本家に致附益置候故、先祖に之申訳も有之候、慶藏友愛之情も難黙止候ニ付、応其意置候、持高之儀と從君上御恩賜之物ニ而先祖之勤勞を以少分迎も其許子孫代、「此所本書不相知候」予置候間、忠孝第一之志を以、家風致連続御奉公相勤、对本家嫡庶之交際ニ親実を以致好和疎意無之様子、孫に可被申伝候、拙者に相對し子孫代、之孝行此事ニ候、所帯取続申候儀と不依誰人閑要之事ニ候、不続ニ有之候得共、御奉公と勿論父母之奉養、子孫之教育も存分難相調候間、不義之貨殖ニ心を不留、驕奢を禁し儉素を相守、家業無油断相勤候儀第一ニ候、士之身分を以田舎に致住居候得と、恩賜之地方を以耕作致出精候外ニ生業無之候、利欲ニ迷ひ士ニ不似合交易を致し、或御恩賜之持高ホを質物ニ相立、利徳之練廻し等を致し候事と、我家先祖代、之大禁ニ而、其許能存知之前ニ候、耕作之事も脇方手廻し宜き人之作得を見習、格別之出来方を相望候得と、自然と高穀之上地を致下作候敷、高価之肥しを過分ニ取入候敷、下人・牛馬を相重め多人數之雇入ホを致し、纒ニ一兩年之間ニ利運を相遂候様ニ相考、身分不相底

之致大作(マカ)為故、致困窮候人世上ニ多有之候、是等之事都而商売同前之志にて家を破候根源ニ相成候、人之家にて吉凶之循環(ルビ)有之候事、年中ニ寒暑之廻る如くにて、誰も不道所に候、其心得ハ第一不定之物と我身之命にて候、或は家内病人下人牛馬之損失、是に凶年を重ね候事有之候、下地ニ無余勢人俄之利得を好ミ、自分之才覚(イロイロ)を以色々の手段(イロイロ)を始、金銭之出入を煩多ニ致候得と、自然と家内ニ驕奢を生して物入多相成候、左様時不幸にして其身之早世を致敷、不意之災殃亦有之候得と、纔一兩年之内に必至と致困窮候人段、其例多事ニ候、夫故所帯之取続様(イユ)其家ニ備りたる有リ物を以年中之大本を定、諸事を引締メ、仮令今日相果候而も、跡ニ災難之不残考を以、生業を相勤候得と、不意之損失ニ無之ものニ候、人間之長久之利得と今日之事に少も非義之物を取、不仁之事を不致、実儀を第一ニ務めて子孫ニ其風を残し候事、家運長久之宝ニ而候、古語に百年之利ニ徳に在りと云ニ此事ニ候、我人上を見候故色々之不足相起り候、千石持候人も又其上之不足有之候故、望ニ無果ものニ候、二男に生候得と二男之天授を不忘、我々下之二男を見くらべ候得と、天命之難有所能く知れ候、此心得を以今日地道に相勤候得と、穴掘らぬ狐ニ無之ものニ而、其程々に応し余計ニ自然と其内中ニ相残り候、世上少禄之人我代に忽致困窮候ニ皆此考を間違候故ニ而候、酒を飲、物数寄を致し候而態と致貧窮候人ニ至而稀なるものにて、多ク取事に迷ひて出す事仕出し、無き物を求んとして必有る物を失ふ事世上に鏡多き事ニ候、此心得ニ禄之大小に不依、国・天下を治るも此心得之由候得共、小禄之人ニ常に物事之不足有之、右之迷有之もの候故、小禄之長久に取続様を子孫代ニ之為教訓分而書記置候、若又無掬子細も有之、金錢之借不致候而不叶時宜も有之候ハ、少分迎も其許一身之存慮を以持高中之質物相立候儀不致間敷候、前文ニも記置候通君上之御恩賜・父祖之勤勞ニ而不輕事候間、右様之節と慶蔵に致熟談、何分ニも可被取計候、子孫代ニ至候而も右之仕向を以嫡庶ニ取致致扶助候儀、拙者に相対し候孝行ニ候、本々他人之借用中に質物相立候事と其時之親疎に不依一切之大禁にて

候、拙者当年七十四歳にて旦夕之露命難計候故、老筆を以此事を書記置候、以上、

天保七年丙申

伊 東 佳太郎

十二月吉日

祐 伴（花押）

伊 東 佳納次 殿

』

遺言書によれば、伊東家には是迄分家が無かったが先祖へ孝行のため此度分家を立て、本家持高のうち拾九石六斗余（門地拾五石のほか、抱地・浮免など）、そのほか永作浮免を分与したのであった。元来木佐貫門はすべて本家の一円支配にし、他の門地葉高（此の意味は不明であるが端高——他家との持合門の微小な高の意であろう。門地の微小な高が買得され、それを幾つかあわせても拾五石にはなる筈である）を以て分与する筈であったが、³⁾ さぎに買入れた木佐貫門（二十二石六斗）のうち拾五石を分与したのであった。他の門は先祖伝来の門であるため最近買入れた木佐貫門を以て分与したのである。後に葉高を以て交換することがあっても難渋なく受取り、木佐貫門を返すよう遺言したのであった。このほか浮免・抱地は先祖伝来又は祐積・祐裒代に開いたもので、その高を以て分家を取り立てるのは本意ではないが、自分の代にも別に高式拾石余を増加せしめたので先祖への申訳も立つと云っている。分家及び家産の分与についての一つの基本的な考え方をあらわしているように思われる。⁴⁾

さらに持高は主君より恩賜のものでこれを以て奉公に勤め、耕作に出精すべきで武士に似合わぬ交易や持高を質物に立てて利徳の繰廻しなどすべからざることを説き、本家との嫡庶関係や所帯の取り続き、日常生活について懇切な教訓を与えていて、家訓の研究にも一つの資料となり得るものであろう。ちなみに佳太郎（嘉太郎）は温山と号し、最近幕

末薩摩藩史研究上注目されている「感傷雜記」の著者であって、二階堂本覚院覚書⁵⁾には「文武二道ノ武士ニテ郷ニ珍シキ人物ナリ」と書かれている。

ともあれ、分家創出においては家産の分与が重要視せられたこと、しかもその場合も本家の家維持が優先して重視せられていること、さらに分家創出が単に家産分与のみでなく、本家・分家の嫡庶関係が重視せられ、相互の依存・扶助、家門の繁栄のためのものであったことを知るのである。

註(1) 系譜見合。

(2) 二階堂本覚院覚書(仮題)(二階堂進家文書)。

(3) 此の点は前節の註(四)の史料に「木佐貫門一円嘉納次に相渡書」と記しているのは矛盾するが、詳しい事情は不明。

(4) 「累代の家産を散じないことは当代家長の義務と考えられ、これに対して自己一代の間に取得した財は家長の比較的自由的な処理に委せられていることは各地で伝えられている」(喜多野清一、同族の相互扶助、家族問題と家族法V扶養、所収)。

(5) 二階堂進家文書。

四 日高家と守屋家の事例

以上伊東家の分家の過程を、とくに家産分与の観点から窺ってきた。相当の家産を分与し得るのは上層の郷士においてはじめて成し得ることであったが、それにしても分家を分出することは非常に少なかったのである。

このほか高山郷において一、二の事例を挙げると、高山郷の最上層の郷士日高家(六ヶ所、三百石ドンと通称)では近世

中期に日高半右衛門家を分出したのみであったが、文久二年（一八六二）十二月の差出によると本家日高佐一郎は高三百拾八石式斗余で、慶応三年（一八六七）三月軍役高改正が令せられ、¹⁾日高家も持高を百石に限り、過上高を高山郷の諸郷士に「附屬」せしめた。²⁾しかし、そのうち四拾九石九斗九舛九合は後年二弟佐二郎が分家又は他家の養子として分立する時には諸人より買戻し得る特約を付しているのであった。すなわち次の通りである。

『一、持高四拾九石九斗九舛九合

二弟 佐 二 郎 方

内（略）

右高舎弟佐二郎近年別立又者養子³⁾に相分り候砌、本代銀入付買付ス筋、別紙当人証文通取究置候事

これは過上高を以て「分地別立」することを藩が許したためであろう。⁴⁾もともと佐二郎家がその後五杜馬場に分家した時に、家産がいかに分与されたかは史料を欠くので明かにすることは出来ないが、とにかく上層郷士においては分家と家産分与は切り離せなかつたし、他家へ養子に行く場合でさえ分与されることもあつた。⁵⁾

守屋家の分家、とくに守屋泰造家（屋号ウエ）の分出過程については別稿に詳細に論じたが、右の泰造家よりさらに分家（屋号シタ）を分出した時を窺うと、安政六年（一八五九）四月六日に泰造死去後、⁶⁾嫡子納一郎に継目を願ひ出た際の持高は式拾式石壹斗余であり、その後文久元年（一八六二）には三拾石六斗余に上昇しており、⁷⁾同年十二月十日には納一郎の弟納二郎（周一郎、当時十六才）の別立成并高持成を願ひ出た。⁸⁾免許の時は分らないが、文久二年六月には左の如く見える。

『 差 出

一 高 七石四斗五舛七合九勺壹才

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

但、所郷士守屋納一郎方々相請取申候

- 一 私事所郷士守屋納一郎次弟ニ而、文久元年酉十二月別立成之願申上、御免許被仰付、納一郎持高之内分地仕管ニ而初而高持成之願申上候処、此節御高奉行所御証文を以御免許被仰付、高直願申出候

(以下略)

戊六月廿日

高山郷士

五人

守 屋 納 二 郎

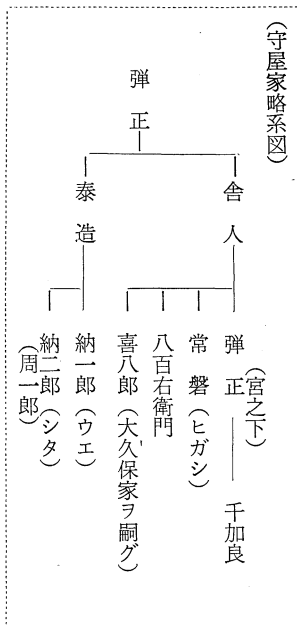
与中衆

〓¹⁰⁾

右の史料によると別立成免許の後高持成を願出て許され高直願をなしたようである。¹¹⁾ かくて納二郎は「家内壱人」のまま別立し、そのまま五社屋敷の納一郎家に居たものともわれる。元治元年(一八六四)には医師成し、長州征伐に従軍後医学院に勤め、明治三年(一八七〇)に五社馬場の屋敷(現在地)に移った。¹²⁾ ここでも別立成↓高持成↓分家屋敷居住までにほぼ十年を経過していた。また納一郎家の持高の約三分の一が分与されたことを知るのである。

また守屋家の本家「宮之下」では、舎人の嫡子弾正が盲目のため弾正の弟常磐に分家させた。「慶応元年乙丑六月分家、高二十石ヲ配分ス、屋敷ハ五社神社ノ東ノ路ノ北側ナリ」¹³⁾とある。明治三年七月廿八日舎人より常磐宛の「遺言書」にはなお壱人分家させる意向で、それは恐らく次の第八百右衛門を念頭に置いていたとおもわれる。次掲の史料によると、すでに舎人より八百右衛門へ家産の譲与分は定められていたらしいが、明治四年十二月廿四日舎人死去、¹⁵⁾八百右衛門なお幼少のため(当時八才)、拾五才になり別立御免になるまで親類中にて家具・什器類は封印し管理することが定められたのであった。此の時親類中にて作成せる讓状は左の通りである。

(守屋家略系図)



(表紙) 「守屋大連五十三代八百右衛門に譲状」

- 一 高式拾壹石五斗式合三勺五才
- 一 居家壹軒 六敷四間余茅脇廻リ小板葺
- 一 台所壹軒 五敷四間茅葺
- 一 門壹軒 引戸板葺
- 一 居屋敷壹ヶ所
- 一 刀大小 備中青江次家
- 一 刀大小 山城国京信国
- 一 刀大小 肥前山城大搦忠広
- 一 刀大小 肥前忠吉

幕末期薩摩藩郷土の分家と家産の分与

(貼紙) 「本行通ニ而々些過当ニ被相考候ニ付、分地之時と拾二石配当候様ニ吟味いたし置候事」

(貼紙) 「宮之下に留返置候」

備前守光
×××××
備前助貞
駿河国嶋田助宗
濃州関兼吉

鉄炮壱挺玉目

五匁五分松方和泉守正勝
三匁四分松方七郎左衛門正奥、藻玉胴乱相添

鉄炮壱挺玉目四分八厘隅州種子嶋常行作、藻玉胴乱相添

五匁五分
三匁四分隋形一ツ三匁腔一ツ四分八厘腔一ツ臍脂壱ツ

玉簞司、諸品相添

塩硝壺大小三ツ

皮上下入壱ツ

簞笥三竿

(後筆)

〔内〕
○老竿と宮之下に

小簞笥、平箱、小箱、机壱ツツ、

櫃大小

一 長櫃

溜塗

(後筆)

〔宮之下に〕

中飯弁当大小三ツ

琉球物

大坂物

白鉄

(貼紙)
一明治十年六月廿八日
宮之下に遺候

重式組大小

箱入

提重壱組

箱入

本盤壱束

櫃入

式之膳壱束

櫃入

吸物膳拾三

下位

一 紀州百式拾椀黒塗壱束湯通飯鉢相添

箱入

- 一 吸物椀壹束 箱入
- 一 筭羹茶碗壹束 但數十二 箱入
- 一 中皿壹束 箱入
- 一 小皿壹束 箱入
- 一 角鉢貳ツ
- 一 丸飯鉢三ツ 下位
- 一 脇取盆壹ツ
- 一 真鍮金茶家壹ツ (貼紙)「明治十年六月廿八日 宮之下に遣候」
- 一 朱塗丸盆大壹ツ 小三ツ (貼紙)「内壹ツ有り ○ 貳ツハ宮之下に」
- 一 硯蓋貳ツ 上通
- 一 同 貳ツ 中通
- 一 紀州盆并盆台壹通 上 (後筆)「此品ハなし」
- 一 猪口拾 (後筆)「此品ハなし」
- 一 引盆拾 箱入 (貼紙)「明治十六年六月廿八日 宮之下に遣候」
- 一 唐銅座鍋壹ツ (貼紙)「明治十年六月廿八日 宮之下に遣候」
- 一 唐銅火鉢壹ツ
- 一 茶々碗五ツ 箱入 京焼壹朱と云

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

一 出茶家壺ツ 箱入 京焼きうすと云

一 茶飯茶碗壺束 上通

一 飯茶碗壺束 下通

一 湯間鍋壺対 箱入 (貼紙) 明治十年六月廿八日 宮之下に遺候

一 盃濯壺ツ 箱入 錫鉢 (貼紙) 明治十年六月廿八日 宮之下に遺候

一 瓷銅壺ツ

一 正月用土器大小 宮之下に有り

一 茶壺大小 (後筆) 「残置」

一 鉄金茶家式ツ (後筆) 「大小六ツ有り」

一 鍋大小九ツ (後筆) 「大小四ツ有り」

一 半釜大小五ツ (後筆) 「残置」

一 釜鍋壺ツ (後筆) 「残置」

一 焼酎甕 (後筆) 「残置」

一 焼酎德利大小八ツ

一 提煙草盆式ツ 上通 (貼紙) 明治十年丑六月廿八日 宮之下に遺候 上通口銅物

一 煙草盆

一 鋸式ツ 中齒中元 小齒谷口 「宮之下に遺候」

- 一 秤壺ツ
- 一 平紵壺ツ 古物
- 一 金定壺ツ 百拾斤掛
- 一 小ちきり壺ツ 拾式斤掛
- 一 蚊張
- 一 枕蚊張壺ツ
- 一 夜着五ツ 緞木綿新古
- 一 屋柵秤壺ツ 古物 「此品なし」
- 一 風呂樽壺ツ
- 一 鉄つぶろ壺ツ
- 一 掛畫三幅対 中福録寿 左竹梅亀 右松鶴 但緞表具角軸伊川
- 一 掛畫一幅 但緞表具黒塗軸
- 一 掛畫一幅 夜梅 紙表具黒塗軸
- 一 掛畫三幅対 中寿老人 左竹鶴 右松日鶴
- 一 衣類其外此方格護之品と不残

右之家材(財)八百右衛門重次に被讓渡置候、当家相統之儀と、嫡子弾正盲目ニ而家督難被為托儀ニ付、親類中にハ遺言状有

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

之、重甕死去之後、親類席中ニおひて開封ニ相及候処、守屋常磐道咄に嫡家相統被為致度遺言ニ而候得共、嫡家相統之儀と素より類ニ申断居候ニ付、其後明治三年庚午十二月十一日常磐に別段遺言状之趣と、嫡孫千加良いまた幼少之事ながら右に家督為致置、常磐より万事引受教育いたし、守屋之家名ヲ不穢様ニとの遺言状有之ニ付、右遺言ニ基き、親類致一決候、八百右衛門重次事もいまた幼少之事候得と、被讓渡置候家材も、拾五才ニ相成、別立成御免迄之間、親類ニ而守屋常磐・守屋納一郎・守屋周一郎・宇都宮東太・日高彦五郎立会、長櫃五ツ・小箱五ツ・平箱壹ツ・帳面箱壹ツに入付、一番より拾三番迄之番次ニ而、外算筒壹竿・金定壹ツ百貳拾斤掛親類封印之上、格護ニ相及候、左候而右ヶ条之内、刀大小大青江小助貞者無契嫡家重代之宝物ニ而差返具候様、彈正類ニ申事候得共、右通存、千加良継目御免之上可差返筋ニ致吟味置候、仍而為後年書記置候、実ニ明治四年辛未十二月廿八日之事也、

親類会席

- 日 高 宗次郎 (舎人の母方の従兄弟)
- 宇都宮 東太 (舎人の従兄弟にして、妹婿)
運右衛門
- 市 来 清右衛門 (舎人の母方の叔母婿)
- 日 高 利兵衛 (不明)
- 日 高 弥八郎 (舎人の甥)
- 宮 田 彦 六 (舎人の従兄弟)
- 津 曲 仲 助 (舎人の娘婿)
- 守 屋 納 一 郎 (分家ウエ)

守 屋 周一郎 (分家シタ)

守 屋 常 磐 (分家ヒガシ) 『

もっとも八百右衛門は早世したと云われ (系譜には歿年月日記載なし)、その跡も残っていないので、此等の譲与分が事実上いかに継承されたかは不明である。少くとも貼紙に見える明治十年 (八百右衛門十四才) までは家産の分与が親類中心で考慮されていたことはたしかである (もっとも高・居屋敷が此の間に管理されていたか不明である)。ともかく分家のために、高・居屋敷・武器・家具・什器が分与されたことを知るのであり、これらによって当時の生活のあり方も如実にうかがうことも出来る。注意すべきは最初定められた高式拾壹石五斗余を後には過大であるとして、分地の時には拾二石を配当するようにしたこと、慶応四年八月本家の持高六拾四石四斗 (ほかに七石余¹⁶⁾) からすると、式拾壹石五斗余は必ずしも過大な配当ではないかも知れないが、その後の事情の変化や、慶応三年に分家した常磐 (ヒガシ) の配当二十石 (これ以前安政三年本家持高八拾六石余¹⁷⁾) から見ると、十二石の配当が妥当であったのであろう。幾つかの事例でも分家分出にあたっての持高の分与は本家の三分の一乃至四分の一以下が一般的であるようにおもわれる。以上、八百右衛門の場合でも早く分家の創出が意図され、相当の家産の分与が計画され、しかも本家当主がそれを遂行し得る力のない時は「親類中」をもって決定・管理されたことは注意すべきことであらう。

註(1) 原口虎雄、薩藩郷土生活の経済的基礎 (宮本又次編、九州経済史研究所収) 二四四・五頁。

(2) 実質的にはその附属高を質物とする年賦払の売買であった。此の点他の機会に考察したい。

(3) 慶応三年卯九月、持高并附属高取調帳 (日高通博家文書)。

(4) 原口、前掲稿二四五頁。もっとも分地別立附属石高については衆中は『自作高拾式石限。高式拾石』とあるが、その後変更されたのかも知れない。御教示をお願いする。

(5) 前述の近世初期、河俣家より伊東家を嗣いだた時のことを考えよ（八六頁参照）。薩摩藩では他家へ養嗣子を出した場合も、条件によっては分家に近い意識がもたれたようである。秀村、分家に関する一考察参照。

(6) 守屋家略系図（守屋泰造家文書）。守屋舎人日帳（守屋雄次郎家文書）。

『 口上覚

嫡子 守屋 納一郎

高山

私事御存之通此程病氣有之、此節之煩快氣仕候儀無覚束存申候、万一養生相叶不申候と、右納一郎に継目被仰付被下候様御申上可給候、尤持高式拾式石巻斗九舛式合六勺六才、居屋敷一ヶ所格護仕居申候間、奉願通御免許被仰付被下候様御申上可給儀頼存候、以上

未四月廿八日

郷士 守屋 泰造

親類

日高 宗次郎 殿

右 同

宮田 彦 六 殿

右守屋泰造事、当月六日病死仕候、……

（以下略）

（守屋泰造家文書）

(8) 酉（文久元年）三月八日、守屋納一郎「差出」（守屋泰造家文書）。

『 口上覚

高山

弟 守屋 納二郎

右者私弟ニ而御座候処、私持高之内、分地仕、此節別立成之御願申上度奉存候間、別立成并高持成御免許被仰付被下候様、名次書類存候、以上、

郷士 守屋 納一郎 印

西 十二月九日

右被申出通別条無御座候義、守屋納二郎事、人柄相応之者ニ而、御奉公相勤申者ニ御座候間、奉願通別立成御免許被仰付被下候様御申出可被下候、以上、

西 十二月十日

迫 田 十 蔵 印

(他 二名略)

御与頭衆中

(守屋泰造家文書)

(10) 守屋泰造家文書。

(11) 『証文

一、高七石四斗五舛七合九勺老才

右御方事、此方次第ニ而候故、文久元年西十二月別立成ノ願申上、御免許被仰付、此節高持ノ願申出候処、且又御免許被仰付候、依之右高此方持高之内ニ致分地候間、被成御披露御方高ニ可被召直候、為其如此御座候、以上

文久二年 戌 六月廿八日

高主 高山郷士

守屋 納一郎 印

証拠人 右 同

成合多門

守屋 納二郎 殿

(以下略)

(守屋泰造家文書)

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二二七

- (12) 前掲「守屋家略系図」。
- (13)・(15) 明治四十四年三月写、物部連守屋家系図（守屋泰三家文書）。
- (14) 『(前欠)』：「老人と別立為致度、近々家作致取付含候」と見える。
- (16) 慶応四年八月、楮免高并三合米高水掛米取調横折（守屋雄次郎家文書）。
- (17) 安政三年二月、楮免高取調横折（右同）。

五 あとがき

以上伊東家の分家の過程と家産の分与について考察し、なお日高家・守屋家の事例をも補足的に考察した。別稿において守屋家の分家（守屋泰造家）について同様な角度から考察したので、相俟って薩摩藩の上層郷士における分家のあり方を或程度明らかにし得たとおもふ。しかも薩摩藩郷士という特定地域・特定身分に限られることなく、日本における分家と家産分与に関する基本的態度と意識を多く見出すのである。

さきに守屋家の分家に関する論文において、(1)分家の困難——したがって上層郷士でさえ分家の数が少ないこと、(2)分家の過程が相当長年月を要し、本家の庇護のもとに分出し得たこと、(3)分家にあたり相当規模（家の存立し得る）の家産が分与されたこと。その場合とくに土地（門と自作地）と居屋敷が基本的であること。土地は知行の買入れや開拓（抱地として）などにより長い準備を要したこと。屋敷は買得若くは家作によること、(4)分家の数が少ないことから所謂同族団の顕著な発展が見られず、社会生活の上では同族をも含めて「親類中」又は「類中」といわれる親族の意味が大きいこと。しかし親類中のなかでは分家は中核的地位に立つことを指摘しておいた。

本稿では分家が親類中において如何なる地位にあったかは史料の関係上明らかにすることが出来なかったが、そのほ

かはほぼ同様の結論をなし得るとおもわれる。また伊東家において分家の当主が嗣子なくして歿するや、本家の次男が分家を嗣いだことは、守屋家において分家に対し『御方万一嫡子無之候と、此方二三孫を以跡目相続可致候間、其通可被相心得候』と達しているのと考え合わせねばならない。さらに伊東家において、先祖伝来の高を散じることを本意に非ずとし、しかも自己一代に高を増加せしめたことを理由に分家に高を分与している如き、或は本家の家維持を確保しつつ家門の繁昌のために分家を分出し、嫡庶の分、相互の扶助を説くが如き、いづれも我が国の本家・分家間のあり方を示しているのである。

もっとも本稿は家産分与という観点から分家を考察してきたため、分家の分立とは本家による家産の分与そのものようにとられたかも知れない。しかし家産の分与は本家と分家の生活諸連関の中で、一つの重要な契機ではあるが、その全てではない。本家・分家関係については、なお生活全般にわたる考察を必要とするのであって、その点に関しては史料条件の整った家を選び改めて考察したいとおもっている。²⁾

註(1) 分地目録(仮題、青表紙本)(守屋泰造家文書)。

(2) その一端は守屋泰造家に関する論文において明らかにしたつもりである。なおその際の史料を補足しておく。

(a) 家紋を受用しつつも嫡庶の分が定められていること。『一幕の紋事、(縁)松領ハ三日月ヲ五ノカカリニスエテ、幕ノ繩ハ左ニ打候、庶子ノ幕ハ三日月ヲ三ノカヽリニスエテ幕ノ繩ハ右ニウツナリ』(天保三年八月、守屋家略系図、守屋泰造家文書)。

(b) 本家の盆の墓掃除には後年まで分家より下人を召列れて奉仕すること。一例を挙げると、『一、今朝墓掃とシ守屋納一郎(ウエ)・守屋常磐(ヒガシ)・いそ(納一郎母)下人召列参候事』(守屋舎人日帳、慶応四年七月十日の条)。

〔後記〕

小稿を草するにあたっては、伊東美津子、吉井虎視、日高栄子、二階堂進、日高十知、日高サチ、守屋泰三、守屋雄次郎、守屋貞子、守屋泰造の諸氏に文書の借覧、聞取等種々御配慮を煩わした。紙上を借りて厚く感謝の意を表する。(一九六五・四・二六)。

幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与

第三十卷 第五・六合併号 二三〇